

【公募実施要項】

令和 9 年度 保育士派遣業務（単価契約）公募実施要項

1. 目的

慢性的な保育士不足の早急な解消のため、市立保育所へ保育士派遣業務を行うことが可能な事業者を公募します。また、安定的に保育士を確保するため、契約単価を統一し、保育士派遣労働者が規定の人数に達するまで、複数の事業者との契約交渉を実施します。

2. 募集対象業務

（１） 業務名

令和 9 年度 保育士派遣業務（単価契約）

（２） 業務内容

「令和 9 年度 保育士派遣業務（単価契約）特記仕様書」のとおり

（３） 予定履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

（４） 契約単価

1 時間あたり 2, 7 0 0 円（税抜き）

※上記単価は交通費を含む金額とします。

（５） 派遣人員総数

8 名程度（1 社あたりの上限人数はありません）

※令和 9 年 4 月 1 日から申請した人数を必ず派遣していただきます。

3. 参加資格要件

参加事業者は、本事業の目的を理解し、申請時点で次に掲げる項目をすべて満たすものであること。

（１） 富谷市競争入札参加資格「役務提供(事務)人材派遣」の承認を受けた業者であること。

（２） 富谷市の指名停止期間中にないこと。

（３） 営業に関し、法令等の規定により許可、登録、認可等を必要とする場合は、申請時においてそれらを受けていること。

（４） 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に加入している者又は社会保険等の適用を除外されている者

（５） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

（６） 富谷市暴力団排除条例（平成 2 5 年 3 月 2 2 日施行）に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

（７） 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続き開始の申立をし

【公募実施要項】

ている者でないこと。

- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立をしている者でないこと。

4. 募集期間

令和9年1月29日（金）まで

5. 応募概要

(1) 募集要項等の配布期間

公告（募集開始）から富谷市子育て支援課で配布（土日祝日を除く）、もしくは市ホームページからダウンロード

(2) 質問事項の受付及び回答

公告（募集開始）から令和8年12月25日（金）までに「様式第1号 質問回答書」に内容を簡潔に記載し電子メール若しくはFAXにて提出してください。なお、提出後は電話により受信確認を行ってください。

メールアドレス：kosodateshien@tomiya-city.miyagi.jp

FAX番号：022-358-9915

回答は、質問者に対し令和9年1月15日までにを行います。

(3) 申込書類の提出

受付期間：令和9年1月29日（金）まで

提出先：富谷市子育て支援課（〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田30番地）

提出方法：持参の場合は事前に来庁日時をお電話ください。郵送の場合は配達証明付郵便により郵送し、郵送後電話にてご連絡ください。

提出書類：①参加申請書

②公募実施要項3. 資格要件（3）を証明できる写し

③申請者の所在地及び名称を記載し、110円切手を貼付した返信用封筒1枚

6. 選定方法

参加申込書類に基づき審査を実施し、受託事業者として適当と判断された場合は、受託候補者として決定します。参加者から、複数の事業者を受託候補者として決定することもあります。

派遣人数を超える応募があった場合は、別添審査基準表に則り点数の高い事業者

【公募実施要項】

から順に受託候補者として決定します。

受託候補者の派遣可能人数によって、受託候補者数が変わります。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

選考結果は、令和9年1月29日（金）以降に当該申込業者に通知します。

7. 契約について

- (1) 契約内容及び仕様について、本市と詳細を協議した結果変更が生じる場合があります。

8. その他

(1) 失格・無効

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- ①参加申込書類の提出後、契約締結日までの間に、3の参加資格要件を満たさなくなった場合。
- ②参加申込書類において虚偽の記載がある場合。
- ③参加申込に関して談合等の不正行為があった場合。
- ④正常な参加申込の執行を妨げる等の行為があった場合。
- ⑤法令並びに富谷市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ参加申込を行った場合。
- ⑥審査の公平性を害する行為があった場合。
- ⑦前各号に定めるもののほか、参加申込にあたり著しく信義に反する行為等により、市が失格であると認めた場合。

(2) 留意事項

- ①本件の参加に係る経費は、全て参加者の負担とします。
- ②提出書類に含まれる特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、全て参加者が負うものとします。
- ③審査及び評価の内容、参加者名等の内容についての質問は一切受け付けません。
- ④提出された書類は返却しません。
- ⑤提出後に書類の内容を変更することは認めません。（軽微な修正を除く）ただし市から指示があった場合はその限りではありません。
- ⑥提出された書類は富谷市情報公開条例（平成12年条例第28号）及び富谷市個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第23号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合があります。

【公募実施要項】

9. 問合せ先及び各書類の提出先

富谷市子育て支援課（〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田30番地）

TEL 022-358-0516

FAX 022-358-9915

メール kosodateshien@tomiya-city.miyagi.jp

令和 9 年度 保育士派遣業務（単価契約）特記仕様書

1. 業務内容

保育士(複数担任)

クラス運営、保育計画作成、日誌・保育経過記録、連絡帳記入、お便り作成、行事運営等

2. 契約期間

令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日

3. 派遣職員

保育士資格を有する者。

※1 回の派遣期間中は、同一の保育士の派遣を基本とする。

4. 派遣人数

予定人数：保育士 8 名程度（原則 6 時間又は 4 時間勤務とする。）

ただし、上記勤務時間で必要な人員を満たさない場合はそれ以外の勤務時間についても可とする場合があるので、上記の勤務時間以外の時間での申請も可能とする。

※保育士は、必ず令和 9 年 4 月 1 日から勤務保育所への派遣となるため、必ず派遣できる人数で申請すること。

5. 勤務場所

下記施設のうち、契約後、こちらから指定します。

富 谷 保 育 所 …富谷市富谷狸屋敷 3 0 番地

富ケ丘保育所 …富谷市富ケ丘三丁目 1 番 3 8 号

東向陽台保育所…富谷市東向陽台三丁目 1 7 番 3 号

成 田 保 育 所 …富谷市成田三丁目 1 5 番地 7

※車通勤の場合、保育所の駐車場を利用可能。また、契約前の園の見学も可能だが、勤務希望施設がある場合は要相談。

6. 勤務条件

①就業日

日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)第 3 条に規定する休日並びに 1 月 2 日、同月 3 日及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日を除く日のう

ち、指揮命令者の指定する日で、週 5 日とする。

※就業日については原則とし週 5 日とするが、派遣元と富谷市が協議の上、週 4 日以下の日数での勤務も可能とする。

②就業時間

(1) 1 日 6 時間勤務

月曜日から金曜日の午前 7 時 15 分から午後 7 時までの内、派遣職員の希望と勤務保育所との協議により決定する。

(2) 1 日 4 時間勤務

月曜日から金曜日の午前 7 時 15 分から午後 7 時までの内、派遣職員の希望と勤務保育所との協議により決定する。

※ (1)、(2) とともに月 1, 2 回程度の土曜勤務を含む

※ (1)、(2) とともに月 20 日程度のシフト制勤務、変則週休 2 日制

※休憩時間については、固定の時間は決めず所長と相談の上とすること。

7. 時間外労働

就業時間外の労働を 15 分単位で命じることがある。

8. 届出事項等

派遣元は、派遣開始届、派遣労働者名簿及び派遣計画書を届け出ること。また、毎月の勤怠管理票を請求書と併せて提出すること。

9. 契約種別

単価契約

10. 請求及び支払方法

請求及び支払については 1 か月ごととする。

11. 契約金額

1 時間あたり 円 (税別)

契約金額は保育士 1 時間当たりの金額に交通費を含み、消費税及び地方消費税額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数がある場合についてもその端数処理は行わない金額) とする。

12. 支払金額

業務料の支払いについては、下記の式に基づき 1 人/日あたりの業務料を算出の上 (1 円未満は端数処理) 累積した金額を支払うものとする。

なお、実働時間は15分単位で計算し、端数時間についてはこれを切り捨てるものとする。

@業務料【時間単価/円×1.1(1円未満端数処理せず)】×実働時間(h)

13. 個人情報の取扱い

受託者は本事業において「個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)」その他の法令を遵守すること。業務完了後も同様とする。

14. その他条件

- (1) 1回の派遣期間中は、同一の保育士の派遣を基本とする。
- (2) 細菌検査は採用時には派遣元が実施し、原則として派遣開始日までに結果に関する情報を保育所に提供する。
- (3) 健康診断は派遣元が派遣実施前に行う。
- (4) 勤務場所までの交通費及び社会保険に付帯する費用並びに人員管理費用等の諸経費は契約金額に含めるものとする。
- (5) 派遣された保育士の労働時間の確認は保育所職員が行う。
- (6) この仕様書に定めのない事項及び疑問が生じた場合は、勤務保育所長と協議の上で、対処方法を決定する。

参加申請書

令和 年 月 日

富谷市長 若生 裕俊 あて

住 所
商号又は名称
代 表 者 印
担当者氏名
連絡先 TEL
FAX

令和 年 月 日付けで公告のありました業務に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。

なお、公募実施要項3. 参加資格要件のすべてを満たしていることを誓約します。

また、契約締結後において参加資格を有していることが確認できないと判明した場合には、契約を解除され、違約金の請求を受けても異議を申し立てません。

記

1 業 務 名 令和9年度 保育士派遣業務（単価契約）

2 履 行 場 所 富谷市立保育所（4所）

3 派 遣 人 数 _____名（内 6時間勤務 _____名、4時間勤務 _____名、
6時間及び4時間勤務以外の時間での勤務 _____名）

※令和9年4月1日より必ず派遣できる人数を記入してください。

4 派遣期間及び日数 派遣期間 ①1年間（ _____名）、② _____ヶ月（ _____名）
日数（週）①週5日（ _____名）、②週4日以下（ _____名）

5 早番勤務可能者数 人数 _____名 早番での勤務可能日数 _____日/週
遅番勤務可能者数 人数 _____名 早番での勤務可能日数 _____日/週

6 継続保育士の有無 令和8年度より継続して勤務を希望する保育士 _____名

7 前 年 度 実 績 令和8年度に宮城県内地方公共団体との契約及び派遣実績 有 ・ 無

裏面もご確認ください。

受付番号	
------	--

8 申 請 書 類

- ① 参加申請書
- ② 公募実施要項 3. 資格要件（3）を証明できる写し
- ③ 7を証明する契約書・仕様書等の写し（実績が有る場合）
- ④ 申請者の所在地及び名称を記載し，110円切手を貼付した返信用封筒1枚

※ 申請書は，正1部のみ提出すること。

質問回答書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

件 名 :

質問事項	回答事項

回答所属長名(自署)

※質問がない場合の本書の提出は不要です。

令和9年度保育士派遣業務（単価契約）審査基準表

① 6時間または4時間勤務の場合

審査項目	審査基準	得点
保育士の継続	令和8年度に同じ保育所に同じ保育士を派遣しており、令和9年度も継続して派遣が可能であるか。（得点は1名あたりの点数）	10
派遣可能人数	派遣可能人数1名につき	5
派遣業務の実績	令和8年度中に県内の他自治体と保育士派遣契約を結び派遣した実績があるか。	5
派遣期間	1年間継続して同一の保育士を派遣できるか。（得点は1名あたりの点数）	5
勤務時間	勤務時間が6時間の方1名につき。	10
勤務時間	勤務時間が4時間の方1名につき。	5
早番勤務	継続的に7時15分からの勤務が可能な方1名につき	3
遅番勤務	継続的に19時までの勤務が可能な方1名につき	3
勤務日数（週）	勤務日数が週4日以下の方1名につき。	-3

② 上記の勤務時間で勤務可能な人では派遣人数を満たせない場合

審査項目	審査基準	得点
保育士の継続	令和8年度に同じ保育所に同じ保育士を派遣しており、令和9年度も継続して派遣が可能であるか。（得点は1名あたりの点数）	10
派遣可能人数	派遣可能人数1名につき	5
派遣業務の実績	令和8年度中に県内の他自治体と保育士派遣契約を結び派遣した実績があるか。	5
派遣期間	1年間継続して同一の保育士を派遣できるか。（得点は1名あたりの点数）	5
勤務時間	勤務時間が6時間以上の方1名につき。	10
勤務時間	勤務時間が4時間以上6時間未満の方1名につき。	5

早番勤務	継続的に7時15分からの勤務が可能な方1名につき	3
遅番勤務	継続的に19時までの勤務が可能な方1名につき	3
勤務時間	勤務時間が4時間未満の方1名につき。	3
勤務日数（週）	勤務日数が週4日以下の方1名につき。	-3

※②については①の勤務時間の保育士により派遣人数が満たせなかった場合、それ以外の勤務時間の保育士について審査する際に使用する。